

# 特定非営利活動法人関西発達臨床研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西発達臨床研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県磯城郡田原本町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教員や支援員をはじめとする子どもの教育や成長に関わる全ての人に対し、心の安定と非認知能力を育てることを主たる目的とした子どもの自発性や主体性を尊重する発達支援に関する事業を行い、楽しい発達支援モデルを広めることで子どもの健やかな成長と発達に寄与するとともに、共にささえあい、助け合えるインクルーシブ社会の創造に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 発達支援等を目的とした臨床実践の場の運営及び実践研究事業
- (2) 発達支援等に関する研修会の実施及び講演活動事業
- (3) 発達支援等を目的とした教材等の作成及び販売事業
- (4) 発達支援等に関する書籍等の販売事業
- (5) 発達支援等に関する情報発信事業
- (6) 行政機関等との連携事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 2 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第2項、次条第1項第3号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

- (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 会員の除名
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、会員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 高橋 浩  
副理事長 山田 史  
副理事長 毛房 康代  
理事 天岸 愛子  
監事 白石 隆夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人	団体
年会費	6,000 円	24,000 円

(2) 賛助会員

(3)	個人	団体
年会費	一口 3,000 円	一口 30,000 円

# 役員名簿

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	たかはし ひろし 高橋 浩		無
理事	やまだ あや 山田 史		無
理事	もふさ やすよ 毛房 康代		無
理事	あまぎし あいこ 天岸 愛子		無
監事	しらいし たかお 白石 隆夫		無

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

私たち関西発達臨床研究所は、長年にわたり発達臨床および特別支援教育の現場において、研究と実践を重ねてきました。その歩みは、小さな勉強会から始まり、音楽療法や感覚と運動の高次化理論を基盤とする臨床的実践を通した子ども一人ひとりの発達を丁寧に見つめる活動へと広がってきました。

2010年、発達臨床に多大なる功績を残された淑徳大学の宇佐川浩先生のご逝去を契機に、その理論と実践を継承し、さらに発展させていく使命を強く自覚し、関西発達臨床研究会を立ち上げました。先生が蒔かれた種を絶やすことなく育て、臨床に根ざした発達支援の在り方を探究し続けることが、私たちの原点です。

以来、奈良を拠点としながら北海道、沖縄をはじめ全国各地で研修会を開催し、研究成果を広く共有してきました。学会での発表やシンポジウムの企画、医療・教育・福祉との連携など、理論と実践を積み重ねる活動を続けています。現在では、公式 LINE 登録者は約 700 名にのぼり、多くの支援者・教育関係者とのネットワークが形成されています。

私たちが大切にしているのは、「子どもは自ら育つ力を持っている」という視点です。支援者が一方的に引き上げるのではなく、その子の世界に寄り添い、理解し、受けとめることで、心の安定が生まれ、心の育ち(非認知能力)と学びの育ち(認知能力)が培われていくと考えています。こうした臨床観に基づく実践を、私たちは「きんぎょモデル」として体系化し、研究と研修を通して広めてきました。そして、研修参加者の感想や実践の報告を受けるほどに、「きんぎょモデル」がまだ届いていない教育現場や事業所に伝えたいと思うと同時に、持続可能な活動にしていく必要性を感じてきました。

私たち関西発達臨床研究所は、特定非営利活動法人として組織基盤を整備することで、研究活動の深化、人材育成の体系化、関係機関との連携強化を図り、「きんぎょモデル」の実践者を全国に広げ、子どもとその家族、そして支援に携わる専門職の成長を支え、すべての人の尊厳が守られる社会の実現に寄与していく所存です。

これまでの歩みを礎とし、より持続可能で公益性の高い活動を展開するため、特定非営利活動法人を設立することを、ここに趣意として表明いたします。

## 2 申請に至るまでの経過

1998年	淑徳大学発達臨床研究センターのセミナーに参加
2007年	勉強会「奈良ドレミ会」にて宇佐川浩先生のセミナーを開催
2010年11月	関西発達臨床研究会(任意団体)を設立
2019年4月	一般社団法人大和伸進会の中で、部会的な組織として活動。 関西発達臨床研究所に改名。
2023年1月	独立した任意団体として、関西発達臨床研究所の活動を開始。 現在に至る

令和8年4月11日

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所  
設立代表者 高橋 浩

# 令和 8 年度事業計画書

成立の日 から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所

## 1 事業実施の方針

基本方針としては、任意団体で行ってきた活動を踏襲する。法人化初年度にあたるため、予算管理や計画的な事業実施といった法人運営を丁寧に行い、持続可能な運営体制の確立を目指す。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
(1) 発達支援等を目的とした臨床実践の場の運営及び実践研究事業	「ひまわりの会」の開催 発達支援が必要な子どもや放課後デイの卒業生の他、「きんぎょモデル」に関心を持つ人らと交流しながら、「きんぎょモデル」の実践研究を行う。	毎月第 4 土曜 9:30 ~ 11:30	大和郡山市泉原町 ホワイトキッズわくわくハウス	各回 3名	発達支援が必要な子ども、放課後デイの卒業生等 各回10名程度	72
(2) 発達支援等に関する研修会の実施及び講演活動事業	実践研究報告会の開催	7月	大阪府内	5名	教職員、支援者等 180名	928
	「きんぎょモデル」の実践理解、教員研修等、発達支援に関する研修会、講演を行う。	随時 (年間 60回)	全国 WEB	各回 3名	教職員、支援者等 各回 5~20名程度(述べ 900名)	2,710
(3) 発達支援等を目的とした教材等の作成及び販売事業	これまでに作成した教材、データ集等を販売する。	随時	法人事務所 研修会場 法人 HP	1名	不特定多数	2.8
(4) 発達支援等に関する書籍等の販売事業	流通を通じて発達支援に関する書籍を販売する。	随時	全国書店 Amazon		不特定多数	0

(5) 発達支援等に関する情報発信事業	発達支援に関連する紙面への寄稿を行う。公式 LINE アカウントで研修情報や支援情報を提供する。	随時	法人事務所	3 名	不特定多数 LINE 登録者 約 700 名	240
(6) 行政機関等との連携事業	実施せず					
(7) その他目的を達成するために必要な事業	実施せず					

## 令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所

### 3 事業実施の方針

任意団体での活動や法人化初年度の事業成果を踏まえ、新たに生じている受講者のニーズに応えるための教材開発に取り組む。また、実践研究の成果を会員同志が共有する報告会を開催し、実践研究の深化を図る。

### 4 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
(1)発達支援等を目的とした臨床実践の場の運営及び実践研究事業	「ひまわりの会」の開催	毎月第 4 土曜 9:30 ~ 11:30	大和郡山市泉原町 ホワイトキッズわくわくハウス	各回 3名	発達支援が必要な子ども、放課後デイの卒業生等 各回10名程度	72
(2)発達支援等に関する研修会の実施及び講演活動事業	実践研究報告会の開催	7月	大阪府内	5名	教職員、支援者等 200名	928
	「きんぎょモデル」の実践理解、教員研修等、発達支援に関する研修会、講演を行う。	随時 (年間72回)	全国 WEB	各回 3名	教職員、支援者等 各回5~20名程度(述べ 1,000名)	3,070
(3)発達支援等を目的とした教材等の作成及び販売事業	既存教材、データ集等を販売する。 新たな教材を作成する。	随時 通年	法人事務所 研修会場 法人 HP	3名	不特定多数	394
(4)発達支援等に関する書籍等の販売事業	流通を通じて発達支援に関する書籍を販売する。	随時	全国書店 Amazon	-	不特定多数	0

(5) 発達支援等に関する情報発信事業	発達支援に関連する紙面への寄稿を行う。公式 LINE アカウントで研修情報や支援情報を提供する。	随時	法人事務所	3名	不特定多数 LINE 登録者 約 800 名	240
(6) 行政機関等との連携事業	実施せず					
(7) その他目的を達成するために必要な事業	実施せず					

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所  
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	150,000	270,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	50,000	50,000
4. 事業収益		
発達支援等を目的とした臨床実践の場の運営及び実践研究	0	
発達支援等に関する研修会の実施及び講演活動	4,180,000	
発達支援等を目的とした教材等の作成及び販売	50,000	
発達支援等に関する書籍等の販売	60,000	
発達支援等に関する情報発信	0	
行政機関等との連携事業	0	4,290,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		4,610,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	2,289,000	
旅費交通費	916,000	
消耗品費	16,000	
印刷費	75,000	
通信費	232,800	
会場費	374,000	
会議費	50,000	
その他経費計	3,952,800	
事業費計		3,952,800
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
消耗品費	85,000	
印刷費	0	
通信費	0	
会場費	0	
会議費	0	
支払手数料	85,000	
雑費	50,000	
その他経費計	220,000	
管理費計		220,000
経常費用計		4,172,800
当期経常増減額		437,200
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		437,200
設立時正味財産額		3,000,000
次期繰越正味財産額		3,437,200

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

翌事業年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西発達臨床研究所  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	180,000	
賛助会員受取会費	240,000	420,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	50,000	50,000
4. 事業収益		
発達支援等を目的とした臨床実践の場の運営及び実践研究	0	
発達支援等に関する研修会の実施及び講演活動	4,380,000	
発達支援等を目的とした教材等の作成及び販売	150,000	
発達支援等に関する書籍等の販売	45,000	
発達支援等に関する情報発信	0	
行政機関等との連携事業	0	4,575,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		5,045,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	2,829,000	
旅費交通費	916,000	
消耗品費	16,000	
印刷費	275,000	
通信費	244,000	
会場費	374,000	
会議費	50,000	
その他経費計	4,704,000	4,704,000
事業費計		4,704,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
消耗品費	95,000	
印刷費	0	
通信費	0	
会場費	0	
会議費	0	
支払手数料	91,000	
雑費	50,000	
その他経費計	236,000	
管理費計		236,000
経常費用計		4,940,000
当期経常増減額		105,000
<b>III 経常外収益</b>		
経常外収益計	0	0
<b>IV 経常外費用</b>		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額		105,000
前期繰越正味財産額		3,437,200
次期繰越正味財産額		3,542,200

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。